

教育委員会 平成23年度8月定例会会議録

○日 時 平成23年8月19日（金） 9時30分開会、11時30分閉会

○場 所 鎌倉市役所 議会全員協議会室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア「かまくら教育プラン」平成22年度取組状況について

イ平成24年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童、生徒及び学級数の推計について

ウ「平成22年度児童生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市におけるいじめ及び不登校の状況について

エ史跡大町釈迦堂口遺跡の土地取得の進捗状況について

オ史跡亀ヶ谷坂の現状について

カ教育施設の敷地を利用した第一小学校区の子ども会館・子どもの家の建設について

キ行事予定(平成23年8月19日～平成23年9月30日)

- 2 議案第14号教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 3 議案第15号平成鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45号に基づく異議申立てに対する決定書の決定について
- 4 議案第16号鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部改正の申し出について
- 5 請願第17号鎌倉市図書館振興基金条例の制定の申し出について

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより8月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであるが、議案集送付後に、文化財課から報告事項に「史跡亀ヶ谷坂の現状について」の追加の申し出があったので、本日の議事日程に追加した。また、後ほど、課長報告で「教育施設の敷地を利用した第一小学校の子ども会館・子どもの家の建設について」があるが、この件について、事務局から市長部局の青少年課担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、ご承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

特になし

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 「かまくら教育プラン」平成22年度取組状況について

教育総務部次長兼教育総務課長

別添資料「かまくら教育プラン 平成22年度取組状況」をご覧いただきたい。まず、平成22年度の取組状況のまとめ方だが、平成21年度の取組状況と同様に、5つの基本方針に基づく17の目標に対し、具体的にどのように取り組んだかにつき、各学校及び教育委員会事務局、市長部局の各課に対して調査を行いその回答をまとめている。

1ページをお開きいただきたい。資料のまとめ方について、1ページからの基本方針1の目標1-1「子どもたちが教師や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活が送れるよう取り組みを進めます。」を例に説明する。1ページの〔小・中学校における主な取組〕には、昨年と同様に、市立の小・中学校の75%以上の学校が取り組んだものを掲載し、2ページの〔小・中学校の特長ある取組〕には、それぞれの学校が取り組んだものの中で特長ある取組を掲載した。

また、〔市や関係機関における取組〕には、教育委員会事務局や市長部局の各課の取り組みとして、児童生徒を対象に実施された事業などを、実施回数、参加人数等具体的な数字も含め掲載している。

2ページ、〔小・中学校の特長ある取組〕の3つ目「教育センター相談担当指導主事を交えてのケース会議を開催した。」、4つ目「通常級の中で、配慮や支援の必要な児童に対し、個別の支援カードを作成した。」、5つ目「いじめに関する個人アンケートを実施し、実態把握に努めた。」など、新たに掲載した取り組みについては、★を付けている。

また、(再掲)と記載している取組は、二つ以上の目標に該当するものである。例えば、10ページ、目標2-2「学習に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し、自ら学ぶ気持ちをはぐくみます。」の〔小・中学校における主な取組〕の「少人数指導」は、8ページ、目標2-1「学習の基礎・基本を定着させ、『わかる授業』をよりいっそう徹底させます。」の〔小・中学校における主な取組〕で一度挙がっていることから、(再掲)をつけている。

平成22年度の取り組みでは、それぞれの取り組みに対する成果と課題を、昨年度と同様に掲載している。19ページを、目標3-2「学校は家庭や関係機関との連携をいっそう深め、子どもの心の問題の解決に向けた取り組みを推進します。」では、成果の2つ目に「教

育相談コーディネーターを中心に教育相談体制が整ってきました。」とあるが、これは、前回、課題として「教育相談コーディネーターを中心とした学校内の支援体制をより充実させ、家庭・地域との連携を密にする必要があります。」と挙げられていたものが、今回成果となったものである。また、3ページ、目標1-2「家庭、地域と協力して、すべての子どもたちが安心して過ごせる安全な学校にするための取り組みを進めます。」では、4ページの成果の4つ目に「災害時の際、日頃の安全指導や避難訓練の成果が現れています。」とあるが、これは新しく挙げられた成果である。

課題については、6ページ、目標1-3「家庭、地域との連携のもとに、信頼と相互交流をいっそう進める『開かれた学校づくり』に努めます。」では、7ページの課題の3つ目に「学校の教育活動をより理解していただくために、地域への情報発信の工夫が必要です。」とあるが、これは新しく挙げられた課題である。

これらの成果と課題は学校から挙げられたものであるが、特に課題については、単年度で解消されることが難しいため、継続して課題となっているのが現状である。

追加資料で、継続して課題となっているものについての教育委員会としての考え方をまとめた。

追加資料の1ページをお開きいただきたい。目標ごとに継続した課題を記載し、その課題の下に矢印のあとに、継続した課題への教育委員会としての考え方を記載した。

この定例教育委員会です承いただいたのち、取り組み状況の課題の中に、追加資料に記載した教育委員会としての考え方を入れ、教育プランの取組状況としてまとめたいと考えている。

これらの課題について、各学校においては引き続き取り組んでいくものと考えている。また、教育委員会においても課題解消に向け、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えている。

質問・意見

林委員長

7ページの課題の部分で、「学校の教育活動をより理解していただくために、地域への情報発信の工夫が必要です。」とあるが、今後どのような対策を取っていくのか。

教育指導課長

現在、各学校はホームページを持っており、定期的に更新を行うことを心がけている。更新の時期、内容については各学校ごとに作成しているが、学校通信や子供たちの活動の様子等を適宜更新して発信をしている。

また紙の学校通信を保護者に配布するのは勿論のこと、地域の自治会や町内会の回覧板にも配布していただけるようお願いしているところである。また「地域で子どもを育てよう」という気風が高まっている中、懇話会や地域懇親会のようなものには積極的に参加をして学校の様子を発信している。

林委員長

校長先生の考え方もあると思うが、別の地域で学校通信等を地域に配布しているということを知った。学校に興味・関心を持っていただくための手段だと思う。学習指導要領にも書いてある開かれた学校にするために、ホームページだけではなく、いろいろな情報発信をした方が良く考えている。また地域の方が読みたい、見たいと思うような情報発信に努めていきたい。

熊代教育長

学校便りは子どもを通して各家庭に配布される。回覧板として町内会に配って地域の方にも読んでいただいているところもある。その点は中学校より小学校のほうが盛んになっている。皆さんの地域には行かないか。

教育総務部次長兼教育総務課長

掲示板に貼り出す町内会もある。

熊代教育長

私の住んでいる横須賀は、回覧板で各家庭に回すやり方だが、鎌倉でも実施している所があると思う。学校便りは90%以上の学校が発行していると思うので、地域にもっと発信していったら良いと思う。

林委員長

自治会や町内会の組織力も落ちてきているようなので、所属していない人もいると思う。全戸に配布となると費用的に大変だが、何か工夫をしていただきたい。

23ページの「小・中学校における主な取組」の中に「小学校6年生の中学校体験入学」とある。今日も小中学校の生徒数の変遷等の報告があったが、鎌倉市立の中学校を選んでくれる子どもたちを減らさない、増やしたいと思っている。例えば県立の鎌倉高校は小学校5年生を高校に呼んで、県立高校ってこんなにいい所なんだよと見てもらい、中高一貫校に行かないように工夫をするという取組をした。小学校6年生でなければならない理由はないので、5年生、4年生、進路を決める保護者の方に対しても積極的に情報発信をしてもいいのではないか。

教育指導課長

小・中の接続ということを考え、小学校6年生と中学校1年生で、このような取組が始まったところだと思う。今いただいたご意見も、できるところは反映する意義があると感じる。また逆に、中学生が小学校へ行き小学生の前で総合的な学習の発表をしたり、小学校の朝会の時に合唱の発表をする、というようなこともある。学年を問わず、中学生が自分達の活動や中学校のいい部分を見せることが出来る。文化祭などは、小学生を招待し自由に参加してもらったり、小学生の発表を中学の文化祭で取り入れたり、盛んに小中交流・連携が取られている。小学校6年生だけではなく、小学生と中学校の連携という形で広げていければいいと思う。

林委員長

今は学校ごとにばらつきがあると思うのだが、校長会等を使い情報を共有する方法はあるのか。

教育指導課長

小中連携の取り組みの発展として、小中一貫教育という形でまさに取り組んでいるところである。現在それぞれの学校で独自に行っているところだが、学区が複雑で、大船中や岩瀬中の学区では5つの小学校と、玉縄中では3つの小学校と連携しないと行事が作れない。その為、校長会だけではなく担当を決めて交流を図っている。小中一貫教育の検討委員会では、それらの取組を取りまとめて、今後それぞれの良い部分を全市的に広めていけるような取組に入っている。

下平委員

取組率に100%とか70何%などとあるが、やっている学校とやっていない学校との比率なのか。それとも頻度等によって表現されているのか。取組率の低い学校に対して、これからどのような働きかけをしていくのかを伺いたい。

教育総務部次長兼教育総務課長

取組率だが、100%は全校が取り組んでいるということであり、70何%は取り組んでいる学校が若干少ないということである。これは地域ごとに特徴があり、すべて100%でなければならない、というものではない。地域によって特色ある地域の活動もあるので、そういった中で取り組んでいる学校と取り組んでいない学校が出てくる。それを学校の取組率として表している。

林委員長

75%というのはどこの数字か。

下平委員

例えば8ページの「言語表現活動の工夫」が76%、10ページの「補習授業」が78%などである。他にも何箇所かある。「言語表現活動の工夫」や「補習授業」が70%台のままではいいとは思えない。それに対して、教育委員会の方から学校に、次年度は取り組んでくださいというような働きかけはあるのか。

教育総務部長

取組率については、学校や地域の特徴の中で動いている部分がある。取組率を公表していくことによって、こういう取り組みがあるということを知り、取り組んでいなかった学校が取り組んでいくことにつながる。10ページの左端の小さい矢印は、昨年度より取組む学校が増えているということである。

山田委員

11ページの課題で「現状の学校教育に課せられた課題が山積しており、新しい課題解決のために教師が研鑽を積み重ねなければならない中で、児童生徒と先生がじっくり関われる時間の確保を図る必要があります。」とあるが、前の校長会等で先生の負担が大きく問題だとあった。この点について何か解決策や取り組みがあれば教えていただきたい。

教育総務部次長兼教育総務課長

時間の確保については、市の教育委員会、また県の教育委員会においても学校への調査項目等を極力少なくしていこうとしている。調査項目があることによって、先生方の時間が少なくなってしまう。先生方は子どもが登校してから帰るまで、ずっとついていなければならないので、仕事をするとどうしても子どもたちが下校後の時間になる。その中で教材研究、公務文書の中の学校運営に関わる仕事をしていくので、多忙だという意識が強まっているのかと思う。また、学校の中で会議の時間を減らす工夫に取り組んでいただくようお願いしている。本来であれば、先生方の事務を支援する人的配置ができれば一番良いのかと考えているが、そこは現状では難しい状況にある。

林委員長

教育委員会の人件費も抑え気味になっているという報告が以前の定例会であったが、それはぜひ市長部局の方に予算手当、人材配置の要望の声を上げていただいた方がいいと思う。その工夫努力をしてほしい。人がいなければ出来ないことがたくさんあると思うので、前向きに情報発信をしていただきたい。

山田委員

事務担当の方を配置することはできないのかをお聞きしたいと思っていたが、難しいということでも残念だ。先生は求められる仕事の量が多く、多様な仕事が集まっているという点で、非常に大変だと思う。これからの新指導要領や小中連携などに対応していくためのソフトの開発、指導内容の向上等、本来時間をかけていただきたい部分に時間をかけられるような支援体制をしていきたい。予算の確保も含めて、学生ボランティアや教員経験のある方の支援を仰ぐ等、先生方の負担の軽減とは別に、プラスの手当をすることによって、カリキュラムの向上に時間をかけられるようなシステムを作っていけないかというのが願いである。

林委員長

非常勤講師の方のデータベースがあると思うが、活用できないのか。費用がないのは十分承知しているので、ボランティアに近い形でそういった方々の力を借りることができないのか。

学務課課長代理

臨任、非常勤の方の登録は市教委でもらうが、昨今登録していただいている方の人数は極端に少なくなっている。原因は、若手の教員が増えたことで産休・育休の方が大変増え、年度途中からの補充で手一杯な状況になっている。先生方のお手伝いができる適材がいるか

どうかは大変苦しい状況だ。

教育指導課長

先程の山田委員の質問だが、出来ることを少しずつやっているといる状況である。教育委員会でも昨年度委員の方から新学習指導要領に対応するために、英語教育・英語活動をもう少し充実させるべきだというご意見をいただき、今年度、市にも認めていただく形でALTを増員し、小学校外国語活動の英語サポーターを全時間に配置した。中学校の英語教員や小学校の担任にとっては非常に負担軽減になったと思う。

また個に対応するということで、少人数学級・少人数指導という形もとってきている。なかなか学校の要望すべてには応えられないが、少しでも学校の先生方の負担を軽減するために日夜施策を考えて取り組んでいる。今後もそのような努力をしていきたい。

山田委員

人材バンクの件だが、現在人材が少ないということは分かったが、新たに人材を集める工夫もしてほしい。例えば事務作業等ならば教員の免許がなくてもできる。大勢の保護者の方と関わると、現在仕事をしていないけれど非常にキャリアがあった方や、優秀で人柄も良い方は沢山いらっしゃる。少し視点を変えると、学校の助けになるような人材が別の場所で確保できるかもしれないので、発想の転換をしていただくといいと思う。

学務課課長代理

市教委の方でも努力していきたい。また県には湘南の5市2町を管轄している事務所があるので、そちらとも連絡を密にとって人材を確保していきたい。

林委員長

どのような人材が登録できるのか、ホームページ等の情報発信はされているのか。

学務課課長代理

市教委としてはやっていないが、県でやっている。県に集まった人たちを市町に紹介してもらうシステムになっている。

林委員長

県のホームページは見ないが鎌倉には興味のある方もいると思う。教育委員会の中で情報発信してみるのも一つの手段だと思う。

朝比奈委員

鎌倉には寺社が沢山ある。一宗教・一信仰に限ったような表記が難しいということはよくわかるが、15ページ等の『かまくら子ども風土記』を活用した地域学習の中でも、鎌倉の歴史を語る上で寺社のことを切り離しては考えられない。文化財としてのとらえ方でも構わないが、もう少し親しく市内の学校の先生方が我々の寺社へ来て体験を希望する、ということがあってもいいと思う。他市からは結構申し込みがあり積極的な地域もあるが、肝心の

鎌倉においても、もう少し密に関わらせていただけると我々もありがたい。またこの度の震災後に、あちらこちらで追悼の儀式等を行っているが、そういうものに子どもたちが関わっていくことが、のちの情操教育に良い影響があると考えられる。また地域の行事・祭りなども、単なる楽しいお祭り・イベントとしてではなく、根底に祈りの行事だとか宗教的な意味がある、ということも理解した上で参加できるようにしていきたい。正式なカリキュラムの中では難しいかもしれないが先生方が話しをするレベルでも構わないと思う。そのような話を聞くことが、地域の歴史文化の理解を深める意味でも必要なことだと思う。私共禅宗に限って申し上げれば、世界の非常に関心の高い所、それが鎌倉だということを、子どものうちから知るといことも大切か考える。

今回歴史の教科書等を改めて見ると、鎌倉のことは少しだけで、あまり詳しくは紹介されていない。しかし歴史の教科書に自分たちの地域がこれだけ取り上げられているということをおもえばこそ、深く掘り下げたことを地域の子どもたちが知らなくてはいけないと考えているので、検討をお願いします。

林委員長

朝比奈委員の今の意見だが、市内より市外の学校の方が鎌倉に興味がありそうだということだ。鎌倉市でお寺や宗教家とうまく連携を図れない原因・問題はあるのか。

教育指導課長

報告の中には改めて挙がっていないが、小学校も中学校も「鎌倉市内めぐり」という中で、神社・お寺を訪問させていただいている。また最近では世界遺産登録に向けて、子どもたちも「自分達で出来ることは何だろう」と考えるきっかけになっていると思うし、先日開かれた「こども議会」の中でも、小学生が世界遺産登録に関する質問と自分の考えを述べていた。中学校などの文化祭を見ると、発表の中に「世界遺産登録に向けて」とか「鎌倉めぐりの報告」などが挙げられているので、十分活用させていただいているのではないかと思う。

朝比奈委員

おそらく文化財としての理解は深いと思う。そこを超えた信仰の世界はいろいろな面で難しいこともあるかと思う。座禅会の参加なども市内の学校は特に申し込みいただくことはない。希望があれば単に見て終わりではなく、積極的に関わっていくこともできると思うので、是非遠慮なさらずにご利用いただければと考える。

林委員長

朝比奈委員、いろいろな研修に一緒に行きましょう。先生方とお話しできれば、また変わると思う。

教育センター所長

昨年度今年度と「鎌倉の自然や歴史的文化遺産を生かした教育活動の推進」ということに力を入れている。教職員が他市から来ていたり、鎌倉をよく知らないことで、地域教材を生かすきれないという課題も感じているので、そのための研修にはかなり力を入れている。今

年度も八幡宮近辺から永福寺の方をまわったが、地域に居ながらこのような歴史があることを知らなかったという話もあった。先生方の理解を深めて、地域の寺社等を学校の総合的学習等で生かすような取組を進めていきたいと思っている。学校は、地域めぐり等でかなり寺社をお訪ねし、いろいろなお話を聞かせていただいている。そこから子どもたちの学習が深まることもあるので、今後も続けていきたい。

林委員長

せっかく教育委員に朝比奈委員のような方がおられるので、新人の方々の研修等でもお話いただく機会をつくっていただきたい。山田委員もお茶に詳しい。工夫すればできることが沢山あると思う。我々の方から情報発信出来ることも沢山あるので、うまく使っていただきたい。

特徴ある取り組みの事例が、実はもっとたくさんあるのではないかと。学校側が書きやすいフォームに変更したらどうか。誇れる授業が沢山あると思うので、実際にやっている授業の報告をここで言い、それが表に出るような工夫をしていただきたい。

(報告事項アは了承された)

イ 平成24年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童・生徒数及び学級数の推計について

学務課課長代理

議案集の2ページから4ページを参照いただきたい。平成24年度の鎌倉市立小学校の普通学級の児童数は、7,987人、学級数は246学級、特別支援学級は78人・19学級で合計8,065人・265学級と推計した。平成23年の5月1日現在と比較すると、児童数は5人の減少、小学校1年生35人学級編成、それ以外40人学級編成の場合の学級数同士での比較では1学級の減となる。

次に、市立中学校の普通学級の生徒数は、3,244人、学級数は94学級、特別支援学級は51人、11学級で合計3,295人、105学級と推計した。平成23年の5月1日現在と比較すると、生徒数は64人の増加、学級数は増減なしとなる。

各小・中学校の児童・生徒数、学級数については、お手元の資料のとおりである。

質問・意見

林委員長

子どもの数は意外と増減がない。中学校普通学級生徒数は昨年が3,183人、今年が3,244人ということで60人の差。子どもの数の変動が意外と少ないと感じた。また、平成23年度の小学校卒業生1,348名で、平成24年度の中学校入学生1,115名である。減ってしまった200人以上はどこに行ってしまったのか気になるところだが、引き続き、この統計を生かして考えていきたい。

(報告事項イは了承された)

ウ 「平成22年度児童生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市におけるいじめ及び不登校の状況について

教育指導課長

まず、いじめの状況について報告する。6ページの1.「いじめの発生学校数、発生件数」をご覧いただきたい。いじめを認知した学校数及び認知件数は、小学校10校23件で前年に比べて5件の増、中学校5校32件で前年に比べて11件の増であった。いじめについては、小・中学校ともに前年度より認知件数が増加している。小さなことでも児童生徒や保護者の方からの訴えに対して、いじめと認知してより早期の対応をしていることによるものだと考えている。

3.「いじめの現在の状況」についてだが、これは調査日である平成23年3月31日現在の状況で、小・中学校のいじめの解消率をみることができる。一定の解消が図られたものを含めると、小学校が87.0%、中学校が68.8%になっている。今後も再発防止に積極的に取り組むとともに、継続して見守っていくことが大切なので、校長会にも依頼したところである。

4.「いじめの発見のきっかけ」では、小学校ではいじめられた児童の保護者からの訴え、中学校では本人からの訴えが最も多くなっている。

5.「いじめの態様」では、小学校では「ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、次いで「叩かれたり、蹴られたりする」となっている。中学校では「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」及び「ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が多くなっている。

6.「いじめの対応状況」についてだが、[1]「いじめる児童生徒への対応」では、具体的な対応として、小中ともに、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」が最も多く、「学級担任や他の教職員が指導」と続いている。他には「保護者への報告」、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」などとなっている。

[2]「いじめられた児童生徒への対応」では、具体的な対応として、小中ともに、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」が最も多く、そのほかに「学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う」、「養護教諭が状況を聞く」、「学級担任や他の教職員が家庭訪問を実施」、小学校では「グループ替えや席替え等」が多くなっている。

7.「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った」、が多くなっており、いじめを認知しなかった学校も含めて、日常的に取り組んでいる学校が増えてきている。

本市については、各学校において、いじめの問題への取り組みについて教員一人ひとりがより一層の点検を行うことにより、校内指導体制の充実強化を図ること、また、命の大切さについて引き続き指導するなどにより、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめを許さない学校づくりに向け取り組んでいる。

また、教育委員会では、今年度も引き続き「鎌倉市学校教育指導の重点」の中で、一番の重点項目として、「安全で安心して学び生活できる学校づくり」を取り上げており、児童・生徒が安心して学び、生活できる安全な学校づくりを学校とともに進めていく。

つづいて、不登校の状況について説明する。9ページの1.「全国・神奈川県・鎌倉市の小・中学校における〔不登校児童数〕の推移」は過去5年間の状況を表している。なお、この数値は、病気以外で年間30日以上欠席を不登校としており、また、全国の数値には国立・私立の人数も含まれている。平成22年度の不登校児童生徒は前年度と比べ、小学校で10名増、中学校で3名減となっている。小学校で増加した理由としては、平成22年度から教育センターへの毎月の欠席者の報告の中で、早期に丁寧な対応をとる必要があることから、登校しぶりの段階で不登校という認識を持ち、不登校としてカウントするようになったことも関係していると考えられる。

2.「公立小・中学校における〔不登校児童生徒の出現率〕の推移」は、100人当たりの児童生徒に占める不登校の出現率の推移で、3はそれをグラフにしたものである。小学校の不登校出現率0.57とは、約175人に1人、中学校の3.41とは、約29人に1人ということになる。出現率でみると、本市の不登校児童生徒は、全国平均・神奈川県平均との比較では小・中学校ともに多くなっている。

4.「不登校となったきっかけと考えられる状況」、5.「不登校児童生徒の相談・指導を受けた機関」を併せてご覧いただきたい。

その後の追跡調査で相談・指導の結果、不登校として上がっている児童生徒150名のうち、「68名（約45%）が登校する又はできるようになった」、また「29名（約19%）は登校に至らないものの好ましい変化が見られた」という報告を学校から受けている。

不登校児童生徒の相談・指導については、学校と教育委員会・外部機関等が連携してさまざまなケアをしているが、まずは、不登校を出さない指導体制をさらに推進していくことが大切だと考えている。児童生徒の欠席の状況把握や教育相談体制の充実、校内委員会や児童指導・生徒指導委員会によるチームによる支援体制を充実することにより、不登校になりそうな児童生徒の早期発見、早期対応に努めていきたい。

さらに、本市においても小学校から中学校へ進学して不登校が増加している。各中学校ブロックでは授業体験、部活動体験、小学校での出前授業等の取り組みとともに、小学校から中学校への引継ぎも密に行っており、小中連携をさらに推進し、不登校とならない取り組みを進めていく。

質問・意見

下平委員

小学校で不登校になるということは、小学校入学の前から何らかの原因があることが考えられる。家庭や幼稚園等で、原因を発見するような取り組みはしているのか。

教育センター所長

幼・小の連携は大変重要だと考えている。今、各幼稚園・保育園の先生方が集まる研修会を年に3回行っている。また幼・小の先生方の研究会も行っている。小学校には幼・小の連

携担当者をおき、交流の推進を図っている。

下平委員

その交流において不登校になりそうな生徒の報告等は上がってくるのか。

教育センター所長

教員間で連携を取り情報交換を行いながら、ケアが必要な子どもについては小学校に円滑に引き継ぎができるようにしている。交流記録があり、その中で判断している。

山田委員

数字やグラフを見ても実態がわからない。一人ひとりのケースについて、きっかけからその後の経過、解決に至った理由などを参考にしながら、現在不登校の児童生徒に真剣に対応していかなければならないのではないか。

教育センター所長代理

中学校では生徒指導対策協議会、小学校では毎月の電話等による欠席日数調査を行い、4日以上欠席のお子さんの集計を取っている。それにより、各人の1学期、2学期、3学期の休みの傾向がわかるので、指導課とともに分析作業を行っていくところである。22年度に相談室で受けた相談者が313人いる中で、市立小・中学校と特定できた人数が185人であった。その中でいじめ、不登校の相談が88件あった。不登校が80人おり相談の中で23人は改善した。小・中学校の調査で不登校として150人ほどの人数があがってきていたが、その150人の欠席日数、ばらつき、復学した人数、何日休んでいた子どもがどういう学校の対処により復学できたか、又、相談室のどんな対処により復学できたか等、個々のケースの分析をこの夏から始めようとしている。

山田委員

メンタルフレンドの制度はとても良い取り組みだと思うが、人数を増やした方がいいのではないか。メンタルフレンドの方が関わって、成果が出ているケースはあるのか。

教育センター所長代理

メンタルフレンドは相談室の取り組みだ。昨年度までは4～5名の登録があり、28回の稼働であった。日だまりに通いながら情緒的に不安定だった中学2年のお子さんに付いてもらうなどしてきた。保護者からの要望でメンタルフレンドを希望される場合もあるのだが、相談員がアセスメントをしてまだ難しいと判断される場合もある。現在新たに2ケース、メンタルフレンドを検討している。今指摘があったように、登録の人数を増やすことが必要である。また、本当にメンタルフレンドが必要なかどうかのアセスメントをきちんとすることが大事である。メンタルフレンドは学生なので相手のご家族と上手くいくかどうかも重要だ。女子学生が多いのだが、小学校高学年の男子になってくると男子学生の方がいいだろうということで、現在男子学生を募っているところである。これからも多くの大学にお願いしていきたい。公募をかけるのではなく教授推薦でお願いしているので、地道に増やしてい

たい。

朝比奈委員

昔からお寺は相談事を受けられる場所であった。小さい子どもがお寺に来て法話を聞いたり座禅を組むということは難しいかもしれないが、実際、そういうつもりで来ているであろう方もいる。人の話を聞く中で、何か自分達のヒントを見つけられることもあるだろうし、心静かに境内で座ることによって自信がつくこともある。期待してかなうことではないが、ぜひ我々も協力していきたい。遠慮なくお越しいただきたい。

林委員長

不登校児童生徒出現率の表だが、鎌倉市は全国と基準が違うのか。

教育指導課長

神奈川県、及び鎌倉市が全国に比べて高い。地方によって不登校児童生徒のカウントは若干違っているようだ。ただ、早いうちから不登校とカウントをすることによって、その子どもに対して早期に支援ができると考えている。昨年度11名増というのも、教育センターが積極的に各校に毎月電話をし、4日以上欠席児童生徒の把握をする。その上で助言を行ない、45%の復帰率となっている。不登校の人数は確かに多いのだが、45%の復帰は県や全国と比べてもかなり高い。この数値を大事にしたい。もちろん不登校になる人数も下げていかなければならない。その為に早期発見、早期対応で不登校に陥らせない指導を今後重点化していきたい。不登校になってしまった生徒への対応は充実していると考えている。

他市とカウントの基準は同じだが、学校から上がってくるものなので分からない。

林委員長

他市も4日以上欠席でカウントをするのか。

教育指導課長

不登校は病気・経済的理由その他不明等を除き、30日以上欠席の場合である。理由がわからない段階で、不明とするのか不登校とするのかによって違ってくる。30日以上欠席はどの県でも同じように出てくるが、それが不登校によるのかどうか。鎌倉市でも11名増という中には、去年は病気・不明の理由だったカウントを22年度からは不登校と捉え、早くその子に対して支援をしようという姿勢が表れている。

教育センター所長

教育センターでは月に4日の欠席で求めている。根拠は、月に4日、週に1日ずつ休むと、年間35週とすると一年で30日以上になる。この程度だと病気がち、体が弱いお子さんだというとらえ方になり、なかなか不登校とはとらえないからである。休み方をみると、ずっと休んでいなくても、3日くらい続けて休むとそこから出てくるのが難しくなり不登校傾向になることがあるので、そのあたりを指導主事が毎月引き取ることによって、支援している。今まで週に一回休んで病気ととらえていたケースを今は登校しぶりとすることによって、低

学年での人数が増えている。

山田委員

卒業後の状況はどうか、追跡しているのか。また、いじめについては昔より過敏にとらえられているのか。

教育センター所長代理

卒業後は、日だまり等でサポートを続けている人もいるが、相手からアクションがないと難しい。いじめについては、本人がこれはいじめだと感じればいじめであるという考え方である。

林委員長

生徒指導の先生方と話した時に、高校卒業後や中退後の様子までは把握できないと聞いた。学校は帰れる場所だということを伝えた方がいいのではないかと思う。

(報告事項ウは了承された)

エ 史跡大町釈迦堂口遺跡の土地取得の進捗状況について

文化財課長

議案集13、14ページをご覧ください。14ページの案内図に示している「史跡大町釈迦堂口遺跡」については、国の文化審議会の答申を受け、平成22年6月の当委員会定例会での「教育財産の取得の申し出について」の議決を得て、市長に取得の申し出を行ったところである。

その上で、市議会には、平成22年6月定例会文教常任委員会に、史跡指定の進捗状況とともに、指定後には公有地化を図ることを報告している。

その後、8月5日に国指定史跡に指定されたことから、土地所有者との交渉を進め、平成23年2月15日に土地売買仮契約を締結し、同年2月の鎌倉市議会定例会での議決を経て、3月10日に本契約に移行させることができた。

しかし、その後、土地所有者による所有権移転手続きが進まない部分があり、現在、速やかに所有権移転手続きを行うように、土地所有者に継続して要請している状況である。今後、所有権移転に向けた作業の中で、契約内容に変更が生じるような場合には、必要な諸手続きを行い、引き続き、公有地化による史跡の保存を図っていきたいと考えている。

質問・意見

林委員長

契約の実行の部分が進まないとのことだが、何か問題が発生しているのか。

文化財課長

土地所有者から、隣接土地所有者の境界確認が整わない部分があって所有権移転登記ができないと聞いている。

林委員長

例えば隣接地の所有者が見つからないとか、権利者と連絡が取れないとか、そのようなことか。

文化財課長

そういった状況ではなく、山林部分なので境界に複雑な部分があると承知している。

(報告事項エは了承された)

オ 史跡亀ヶ谷坂の現状について

文化財課長

本年5月に、史跡亀ヶ谷坂内の土地で、いわゆる「ペット専用霊園」を目的とした施設運営がなされていることを確認し、事業者に対して事業中止等を要請した結果、6月10日に、事業者から、こうした事業を中止する旨の意向が示された状況については、本年6月の当委員会に報告しているが、その後の状況について報告する。

その後、県とも連携し、無断現状変更による工作物の撤去を始め、史跡保存にふさわしい状態への是正を文書等により、強く指導してきたが、その結果、7月15日には事業者から是正計画書が県市に提出された。

その内容が十分ではないため、県市連携して事業者及び事業者代理人弁護士に事情聴取を行うとともに、改めて文書で重ねての要請を行うことにより、8月12日付けで事業者らから、無断現状変更により設置された工作物を9月15日までに撤去する旨の文書が提出された。

今後も、引き続き県と連携をとりつつ、「史跡亀ヶ谷坂」の適切な保存が図られるよう対応を進めていく。

質問・意見

特になし

(報告事項オは了承された)

カ 教育施設の敷地を利用した第一小学校区の子ども会館・子どもの家の建設について

青少年課長

議案集16ページを参照いただきたい。第一小学校区の子どもの家については、現在、六地藏の交差点近くにある由比ガ浜公会堂をお借りしている。それ以前は、鎌倉文学館の近くにある長谷子ども会館・子どもの家、又は御成小学校区の子どもの家のどちらかを利用して

いたが、第一小学校から距離があることや、おなり子どもの家の入所者の増加で対応が難しくなったため、暫定的な施設として第一小学校に近い由比ガ浜公会堂をお借りしているものである。

この由比ガ浜公会堂も非常に手狭となっており、また建築年も昭和20年代と古く、東日本大震災以降、保護者の不安も増していることから、施設の整備が急務となっているところである。

第一小学校区の子ども会館・子どもの家の整備については、第一小学校の余裕教室の活用や民間施設の賃借などについても検討したが、同校の児童が増えている中での教室の活用は難しく、また民間施設の賃借も施設の継続性の問題や賃借料が高額であることから、第一小学校及び鎌倉体育館の敷地の一部を利用することとし、第一小学校、学校施設課、スポーツ課との協議を経て建築基準法上の制限などを確認したうえで、小学校南側の若宮大路に接している、現在使われていない通路部分と校庭の一部、隣接する鎌倉体育館の駐車場の一部を利用することとなったものである。

そのため、鎌倉体育館の駐車台数が25台から16台削減して9台になり、利用団体から平成22年8月に鎌倉市議会に対し陳情が提出された。

そこで、現在の駐車場の配置を変更し、またフラップ式にして駐車場入り口のゲートをなくし、駐輪場の位置も鎌倉体育館北側に変更するなどして、結果として駐車台数は1台減の24台となり、利用団体への説明会を行ったところ、概ね了承が得られた。

現在の進捗状況については、測量、地質調査が終了し、保護者のご意見を踏まえながら施設的设计業務を行っているところである。

今後については、平成24年2月議会で建設工事費の補正予算を要求し、平成24年度の早い時期から工事に着手し、平成25年1月には完成する予定となっている。

また、敷地の財産上の取扱いについては、学校施設課、スポーツ課と協議していく。

質問・意見

林委員長

16ページの図の体育館用地となってバツ印が付いている場所は、学校の敷地になるのか。

こどもみらい部次長

このバツ印の敷地は第一小学校の校庭（2m×16m）であるが、体育館の駐車場として活用したい部分である。

林委員長

フェンスをずらしたり、何かを設置したりするのか。

こどもみらい部次長

校庭との境のフェンスが校庭側に2メートルずらしたところに新しく設置される。

林委員長

境界が変わることで学校に影響はあるか。

学校施設課長

この施設は第一小学校区の子ども達を使用すること、また現在使用している由比ガ浜公会堂の状態が良くない等のさまざまな状況を鑑み、今回提供することになった。

林委員長

放課後は校庭を利用できるのか。

青少年課長

現在第一小学校とは調整中だが、空いている部分については使わせてもらう方向である。

林委員長

裏側に通用門を作るのか。

青少年課長

学校との境界に門を作る。

(報告事項カは了承された)

キ 行事予定(平成23年8月19日～平成23年9月30日)

質問・意見

特になし

(報告事項キは了承された)

2 議案第14号 教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

林委員長

日程2 議案第14号「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とする。議案の説明をお願いしたい。

教育総務部次長兼教育総務課長

教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、毎年これを実施することとされている。本年度も所定の手続を踏み、このたび「平成23年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」として、報告書がまとまったことから、当委員会にその内容を説明させていただき、ご

審議いただくものである。

まず、点検・評価の方法等について説明する。報告書の2ページをお開きいただきたい。2の実施方針に記載したとおり、点検及び評価は、鎌倉市において毎年度実施している「事務・事業評価」の中から各課において重要であると位置付けている事業及び外部委員が聴取を希望した事業を対象とした。

また、法第27条第2項に「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とあることから、報告書の3ページに記載のとおり、教育分野を専門とする大学教授及び保護者の立場からPTA関係者の3名の方に外部委員をお願いし、ご意見をお聴きした。なお、外部委員による点検評価会議は、7月4日、8月13日の2回実施したところだが、7月4日以降、会議の席上出された意見も含めて7月20日までに意見を出していただき、その意見に対しての市の考え方をまとめたものを8月5日に委員あて送付し、8月13日の会議に臨んでいただいたところである。

次に、報告書の内容について説明する。

5ページから6ページをご覧いただきたい。ここには、教育委員会の事務事業、51事業の一覧を記載した。この中から、教育委員会が平成22年度に重点的に取り組んだ事業として点検・評価の対象とした17事業を7ページに記載した。教育総務部関連のNo.7「小中一貫（連携）教育の推進」は、今回、新たに追加した事業である。

8ページ以降は、ただ今の17事業について、事業ごとに、現状、平成22年度に行った事業の概要、事業の成果を記載し、今後の課題として教育委員会の内部評価を記載した。そして、以上の項目に対して委員からいただいた意見、及び委員の意見に対する市の考え方・今後の対応策を記載した。委員からの意見、質問に対する市の考え方・対応策は、委員からの意見の後に矢印にて記載している。

なお、今回、外部委員からの質問があったので、巻末にその他として、平成23年7月に作成した「学校における地震対応マニュアル」を添付している。

この点検・評価については、当委員会で議決がいただけた後、市議会9月定例会の文教常任委員会において報告するとともに、教育委員会のホームページへの掲載、報告書を市施設に置くなどして、市民へ公表していきたいと考えている。

質問・意見

林委員長

8ページの「定例会以外の活動についても記述が必要ではないか」という委員の方からの意見に対して、その下の、「定例会以外の活動状況として資料を作成し、添付した。」という部分が答えか。

教育総務部次長兼教育総務課長

当初は10ページ、11ページだけであった。意見をいただき、12ページに定例会・臨時会以外の主な活動状況として勉強会や公開授業への参加等を添付した。

(採決の結果、議案第14号は全会一致で原案どおり可決された)

3 議案第15号 鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45条に基づく異議申立てに対する決定書の決定について

林委員長

7月19日に開催された7月定例会において、鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45条に基づく異議申立てについては、棄却されている。

7月定例会の内容に基づき、異議申立てに対する決定書の素案を委員長権限で作成し、本日の定例教育委員会にお謀りすることになっていた。素案を作成し、事前にお配りした。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第15号は全会一致で原案どおり可決された)

4 議案第16号 鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部改正の申し出について

林委員長

日程の4 議案第16号「鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いしたい。

スポーツ課長

スポーツ振興審議会設置の根拠法である「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」として平成23年6月24日に公布、8月24日に施行されることに伴い、スポーツ振興審議会の名称改正及び必要な規定の整備を行うものである。

議案集28ページの新旧対照表を参照いただきたい。第1条で、根拠法令及び審議会の名称を改正し、あわせて表現の整理を行う。具体的には、根拠法令を「スポーツ基本法第31条」とするとともに、審議会の名称を「鎌倉市スポーツ推進審議会」と改正する。また、条例の目的及び審議会の設置について表現を整理する。

第2条で、改正後の法律で審議会の所掌事務として「スポーツ推進計画に関すること」が例示として規定されたことに伴い、改正後の条例において、審議会の所掌事務の一つとして「スポーツ推進計画に関すること」を規定する。

その他、第3条・第6条・第8条及び第9条で、必要な規定の整備を行う。

条例の施行期日については、公布の日からとする。

質問・意見

林委員長

第8条で、審議会の会議は教育委員会が招集する、とあったのが、会長が招集する、となった。教育委員会の事務から外れるのか。

スポーツ課長

実際には審議会の委員の委嘱までが教育委員会、会議の運営については会長にゆだねており、会議の招集は会長が行うと条例の整備をした。

(採決の結果、議案第16号は全会一致で原案のとおり可決された)

5 議案第17号 鎌倉市図書館振興基金条例の制定についての申し出について

林委員長

日程の5 議案第17号「鎌倉市図書館振興基金条例の制定についての申し出について」を議題とする。議題の説明をお願いします。

中央図書館長

図書館は、この7月20日で開館百周年となり、記念式典も、委員の皆様を初め多くの来賓の方々のご臨席を賜り盛大にとり行われた。ご協力に感謝申し上げます。

当日は、午前の式典に205名、午後の講演会に約230名の出席、また、5日間行った図書館展も会期中888名の方が来場され、盛況のうち無事終了した。

この100年の歴史を振り返ってみると、鎌倉市の図書館の創設・発展には、その節目節目に市民の大きな支えがあったことがわかる。また、図書館には、貴重な資料が存在し、その資料を適切に保管・保存していくこと、また、資料の収集も含め、資料を後世に引き継いでいくことが重要な課題であることも再認識した。

そこで、百周年を契機として新たな資料の収集や、資料の適切な保存、今後新たに増加するであろう電子書籍の充実などに対応するための資料のデジタル化などの環境整備を行うため地方自治法第241条の規定により基金を設けるもので、基金を設けるには条例で定めることになっている。

議案集の32ページをご覧ください。条例の案文となっている。

第1条として 図書館には、江戸時代の鎌倉をスケッチした「鎌府勝景」などの貴重な郷土資料がある。こういった郷土資料を収集・保存等充実していくことは、図書館の大きな使命である。現在は、手の付いていないこれらの事業を進めることが必要とされており、この財源に充てるため、「鎌倉市図書館振興基金」を設置しようとするものである。

第2条として 基金の積み立てについては、寄付金とその他の収入金及び運用益を見込んでおり、一般会計からの積み立ては考えていない。

図書館では、個人からの資料(図書等)の寄贈は、昨年度においても約1万5千冊あり、毎年かなりの実績がある。このことから形は変わるが、同様の趣旨から寄付金についても見込めるものと考えている。また、基金に「図書館」の名称が付くことにより、通常個人からの寄付では明確にならない寄付の目標がはっきりすることになる。

第3条以降、管理、運用益金の処理、繰替運用等については、地方自治法に基づき定める必要があるとされているもので、記載のとおりとなっている。

質問・意見

林委員長

中央図書館が、国会図書館の蔵書の窓口となるようなお話があったが、この基金の活用も含め前向きに検討していただきたい。期待し、楽しみにしている。

(採決の結果、議案第17号は全会一致で原案のとおり可決された)

本日の日程はすべて終了した。8月定例会を閉会する。